

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金のご案内

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和7年5月1日（木）～令和8年2月2日（月）

※ただし、受付期間中に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【問合せ】

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点

（公財）埼玉県産業振興公社内

電話 048-647-4075

1 補助対象者

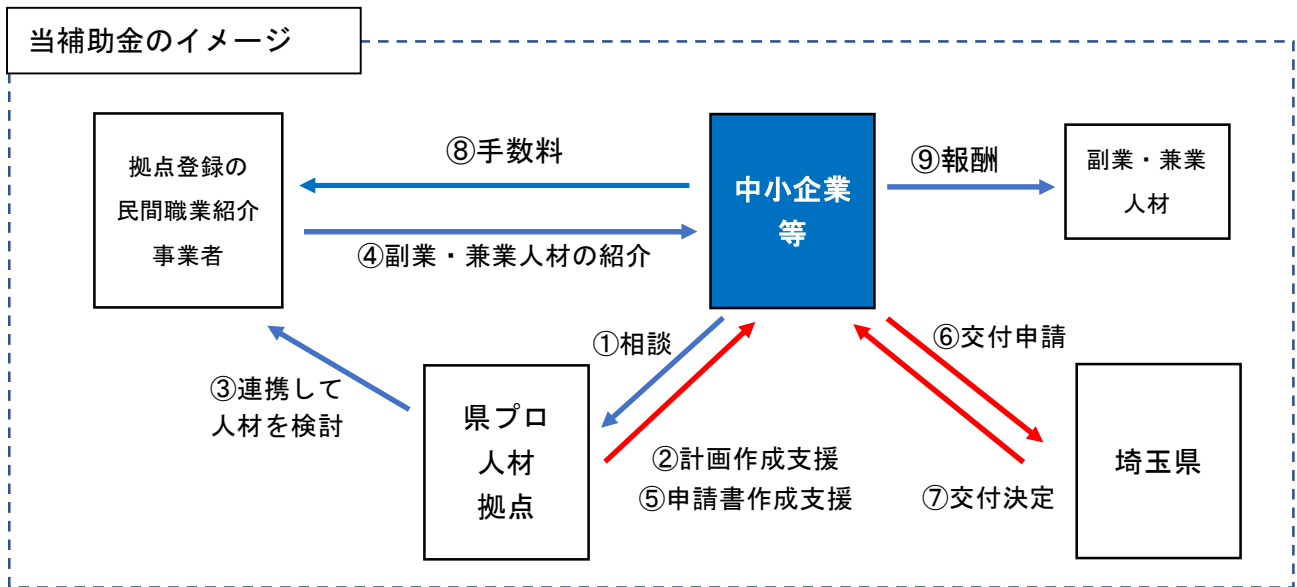
埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「県プロ人材拠点」）に相談の上、拠点登録の民間職業紹介事業者を通して初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等

2 補助対象事業

次の条件により、副業・兼業人材を確保した場合、当補助金の対象となります。

- ① 具体的な事業計画に基づき副業・兼業人材（以下、人材）を確保すること。
- ② 契約日が、令和7年4月1日から令和8年1月31日までであること。
- ③ 契約期間が5か月以内であること。
- ③ 紹介人材が受入企業の役員※の3親等以内の親族でないこと。
- ④ 人材紹介手数料の支払が令和8年3月10日までに完了すること。
- ⑤ 委託業務が完了し、精算の上、当該年度の3月10日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること。

※ 会社法第423条で定める役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）を指す。



3 補助対象経費等

区 分	内 容
補助対象経費	①補助事業者が登録民間職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料。 ②補助事業者が副業・兼業人材に支払う報酬。 なお、①及び②には消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	補助対象経費の10分の8（千円未満切り捨て）
補助限度額	1件につき50万円

4 副業・兼業人材の定義

「2 補助対象事業」における「副業・兼業人材」とは、専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者をいいます。

5 中小企業等

事業の対象となる中小企業等とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」*で、埼玉県内に事業所を有する者のうち、以下の（1）～（3）の要件を満たす者。なお、資本金10億円未満の、いわゆる中堅企業については、県内経済への影響、中小企業との取引状況等から判断しますので、必ず申請前に県プロ人材拠点にご相談ください。

- （1）役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定されるもの）又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者ではないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者ではないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。

※ 中小企業者の例

- ・ 資本金3億円以下、従業員の数が300人以下の製造業、建設業、運輸業
- ・ 資本金1億円以下、従業員の数が100人以下の卸売業
- ・ 資本金5,000万円以下、従業員の数が100人以下のサービス業
- ・ 資本金5,000万円以下、従業員の数が50人以下の小売業

6 申請方法

(1) 提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

(2) 申請受付期間

令和7年5月1日から令和8年2月2日まで

(3) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 申請者が職業紹介事業者に人材紹介サービスの申込をしたことを証する書類（契約書、申込書の写し等）
- ③ 人材紹介手数料の金額が確認できるもの（見積書、手数料内訳書、手数料確認書等）
- ④ 人材を確保したことを証する書類（委託契約書の写し等）
- ⑤ 誓約書（様式第1号別紙1）
- ⑥ 事業計画書（様式第1号別紙2）

(4) 申請書の様式等の入手方法

埼玉県ホームページ又は県プロ人材拠点ホームページからダウンロードしてください。なお、申請書の作成については、県プロ人材拠点に相談しながら行うことができます。

（埼玉県ホームページ）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

（県プロ人材拠点ホームページ）

<https://www.saitama-projinzai.com>

7 実績報告

補助対象者は、事業完了（人材紹介手数料の納付及び報酬の支払いが完了）後、以下の書類を提出してください。

（１）提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

（２）提出期限

事業終了後３０日以内又は令和８年３月１０日のいずれか早い方

（３）提出書類

- ①実績報告書（様式第５号）
- ②様式第５号別紙（補助対象事業実績報告書）
- ③人材紹介手数料の請求書の写し
- ④人材紹介手数料の納付が確認できるもの（領収書、振込明細、通帳の写し等）
- ⑤報酬（委託費）の請求書の写し
- ⑥報酬（委託費）の支払いが確認できるもの（領収書、振込明細、通帳の写し等）

8 補助金の請求

補助対象者は、額の確定後、補助金請求書（様式第７号）及び通帳の写しを「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

9 事業内容の変更等

補助対象経費の２０％を超える増減を伴う事業内容の変更がある場合や、補助事業の取下げを行う場合は、県への申請が必要です。変更等を行う場合は、県まで連絡の上、速やかに以下の書類を提出してください。

（１）提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

（２）提出書類

- ①変更等承認申請書（様式第３号）
- ②変更後の事業計画書（様式第１号別紙２）
- ③変更内容が確認できる書類

10 補助金の返還

契約後に副業・兼業人材が自己都合で契約解除した場合など、人材紹介手数料や報酬の全部又は一部返還を受ける場合は、支払済みの補助金についても、返還額に応じた額を県に返還する必要があります。

人材紹介手数料等が返還となった場合、補助事業者は速やかに県に報告してください。

1 1 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本補助金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求め、関係機関に照会することがあります。また、検査又は報告等の結果、本補助金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請等、本補助金の交付が不適当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還していただきます。返還に当たっては、当該補助金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。

また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

(3) 補助金関係書類の保存

補助金関係書類は、最低7年間大切に保管してください。

1 2 電子申請・届出サービスについて

本補助金の必要書類の提出は、「埼玉県電子申請・届出サービス」で行います。
本補助金の申請に係る操作マニュアルは県ホームページに掲載しています。

(電子申請・届出サービスのページ)

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

(本補助金の申請に係る操作マニュアル掲載ページ)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

1 3 問合せ先

(申請方法、申請書の作成について)

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公財 埼玉県産業振興公社内）

TEL：048-647-4075

(補助金制度、手続の進捗について)

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 TEL：048-830-4516

(電子申請・届出サービスについて)

コールセンター

固定電話：0120-464-119

携帯電話：0570-041-001

<補助申請の流れ>

実線の囲みが申請者の作業です（青字は電子申請による手続）

